

美瑛町合併処理浄化槽設置 整備事業費補助金のご案内



(問い合わせ・申請)

美瑛町役場 建設水道課 建築係

TEL 0166-92-4460

・補助区域

美瑛町公共下水道認可区域を除く町内全域

・補助対象

- (1)個人の専用住宅で10人槽以下のもの
- (2)個人の店舗併用住宅でJIS-A3302に定める人槽のもの
- (3)美瑛町合併処理浄化槽設備工事指定業者により施行するもの

・補助対象外

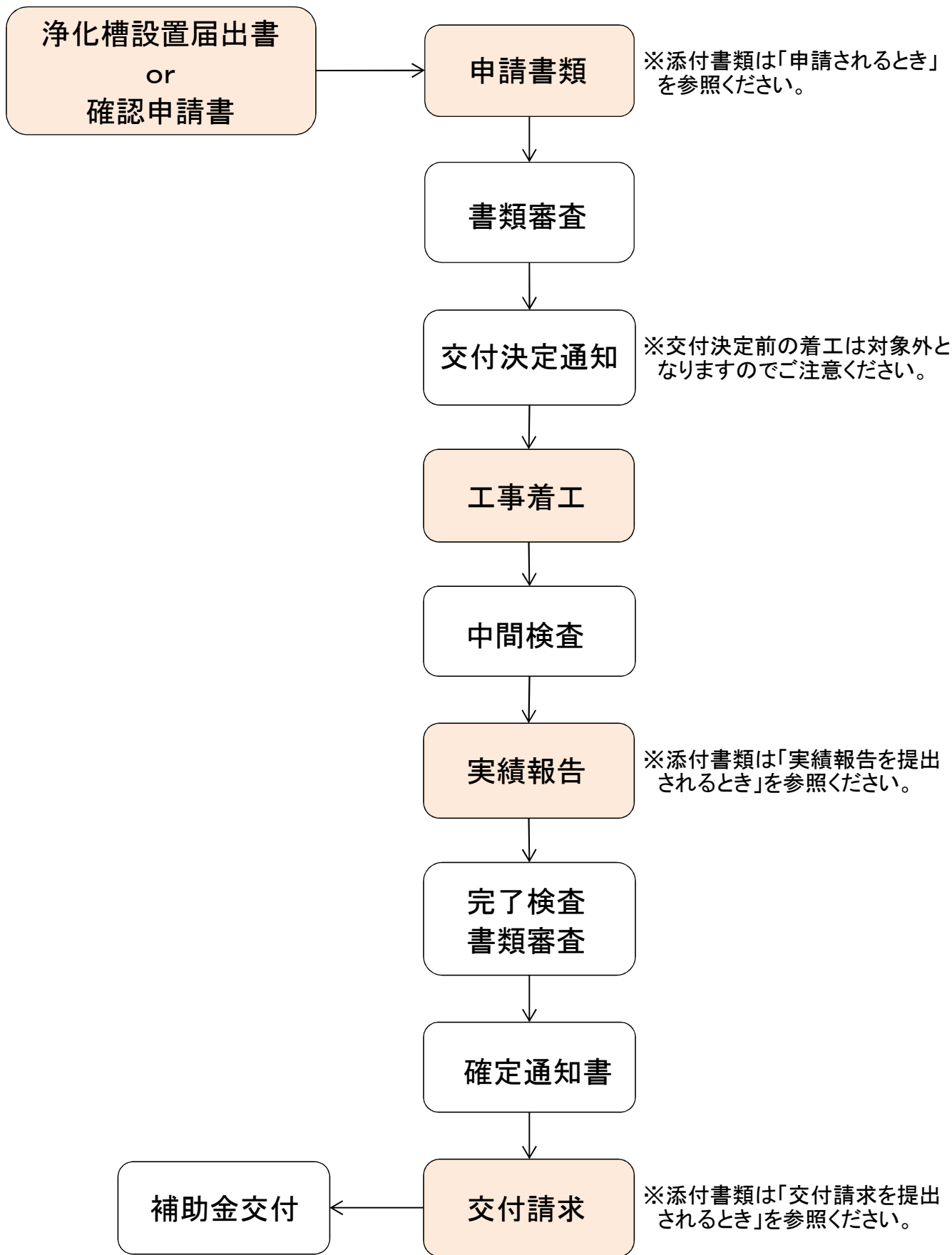
- (1)浄化槽設置届出のないもの又は建築確認申請を受けずに設置するもの
- (2)住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3)販売目的で設置するもの
- (4)町税等を滞納している者(同居する親族を含む)
- (5)過去に補助金の交付を受けた者
- (6)別荘等の短期在住型住宅に設置するもの

・補助金額

人槽区分	浄化槽設置費 補助限度額	単独浄化槽又は汲み取り便槽 から合併処理浄化槽へ改造
5人槽	352,000	200,000
6～7人槽	441,000	
8～10人槽	588,000	
店舗併用住宅	～588,000 *1	

*1 店舗併用住宅で10人槽以下の浄化槽を設置する場合は人槽に応じた金額となります

・手続きの流れ



・提出書類

○申請されるとき

- (1)交付申請書(様式第1号)
- (2)浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し
※審査期間を経過したもの
- (3)賃貸人の承諾書(住宅を借りている者に限る)
- (4)見積書の写し及び工事費等内訳書
- (5)工事請負契約書の写し
- (6)町税等滞納がないことの証明書
町内在住で申請者の承諾により納税状況を確認できる場合は不要です
- (7)設置場所の案内図
- (8)配置図・配管図
- (9)浄化槽の構造図・認定書
- (10)登録浄化槽管理票(C票)及び登録証
- (11)浄化槽設備士免状

○実績報告を提出されるとき

- (1)実績報告書(様式第5号)
- (2)浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3)使用開始報告書の写し
- (4)工事請求書の写し
- (5)浄化槽法定検査依頼書の写し
- (6)浄化槽施行チェックリスト(別表1)
- (7)施工工事写真(工事写真チェックリスト(別表2)を添付)
- (8)竣工図(申請時より変更がある場合)
- (9)住民票(町外から転入される方)

○交付請求を提出されるとき

- (1)交付請求書(様式第7号)、請求書
- (2)領収書の写し

改正

平成9年3月28日規則第8号
平成14年2月1日規則第1号
平成17年3月25日規則第9号
平成17年5月20日規則第32号
平成18年2月8日規則第2号
平成19年8月22日規則第15号
平成19年11月28日規則第25号
平成20年3月10日規則第15号

美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、美瑛町（以下「町」という。）が交付する補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 町は、美瑛町公共下水道認可区域を除く町内全域において次の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下のもの
- (2) 個人の店舗併用住宅にあつては、JIS—A3302「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に定める人槽のもの
- (3) 美瑛町合併処理浄化槽設備工事指定業者により施工するもの
- (4) その他町長が特に認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売目的で合併処理浄化槽付専用住宅等を建築（改築を含む。以下同じ。）する者
- (4) 町税等を滞納している者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む）
- (5) 過去に補助金の交付を受けた者
- (6) 別荘等の短期在住型住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (7) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、循環型社会形成推進交付金交付要領の6(1)別表3で定める額（以下「国の定める基準額」という。）を限度とする。ただし、前条第1項第2号に掲げる個人の店舗併用住宅については、10人槽の国の定める基準額を限度とし、前条第2項ただし書きの規定により2度目以降に補助金の交付を受けるものについては、別表に定める額以内とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して

町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 合併処理浄化槽の設置計画図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 合併処理浄化槽の整備工事見積書
- (5) 合併処理浄化槽施工業者との工事請負契約書の写し
- (6) 納税証明書
- (7) その他、町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金不交付通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内）又は当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費実績報告書（別記様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 美瑛町合併処理浄化槽保守点検指定業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽施工業者が撮影した次の写真
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
- (4) その他町長が必要と認める書類
(交付額の決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書（別記様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(立入調査等)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

2 町長は、補助事業を適正に執行するため必要があるときは、補助対象者に対して報告させ又は当該関係職員が施設に立ち入り、書類等を検査させるほか、指導を行う。

(維持管理状況の報告)

第14条 補助対象者は、浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受検するとともに、その結果を指定検査機関から通知のあった日から1月以内に、町長に報告しなければならない。

2 補助対象者は、法定検査結果等で適正でないものが生じた場合、速やかに是正するとともに、その内容を町長に報告しなければならない。

3 補助対象者は、保守点検、清掃の1年分の記録をとりまとめ、毎翌年度の4月末日までに町長へ報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月20日規則第32号）

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年2月8日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月22日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月28日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則（平成20年3月10日規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

浄化槽区分	新築の場合（限度額）	改修の場合（限度額）
5人槽以下	国の定める基準額	国の定める基準額に200,000円を上乗せした額
6～7人槽	国の定める基準額	国の定める基準額に200,000円を上乗せした額
8～10人槽	国の定める基準額	国の定める基準額に200,000円を上乗せした額

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第9条関係）

別記様式第7号（第10条関係）

平成 年 月 日

申請番号	第 号
------	-----

美瑛町長 浜田 哲 様

住 所
申請者
氏 名 印

美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

平成 年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所の住所番地	上川郡美瑛町
2 交付申請額	金 円
3 住宅等所有地	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他
4 住宅の種類	1 専用住宅（面 積 m ² ） 新築・改築 2 併用住宅（居住部分の面積 m ² ） 新築・改築 （その他部分面積 m ² ）
5 着工予定年月日	年 月 日
6 事業完了予定年月日	年 月 日
7 設置合併浄化槽	名 称 型 式 処理能力
8 浄化槽工事業者名	住 所 氏 名
9 浄化槽設備士氏名	
10 放流先	

同意（委任）欄

美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の交付申請に際し、美瑛町長に下記の属する世帯全員の町税等の収納状況照会に関する権限を委任するとともに、交付の可否に必要な収納状況等を閲覧すること、並びに収納関係当局に調査、報告を求めることに同意します。

平成 年 月 日

同意（委任）者

印

決定番号	第	号
------	---	---

平成 年 月 日

美瑛町長 浜田 哲 様

住 所 美瑛町

補助対象者

氏 名

印

美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 事業完了年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 美瑛町合併処理浄化槽保守点検指定業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 浄化槽施工業者が撮影した施工状況に係る工事写真
- (4) その他、町長が必要と認めた書類

浄化槽施行チェックリスト

検査項目	チェックポイント	結果
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水全てが接合されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 弁の位置及び種類	起点、屈折点、合流点および一定間隔ごとに適切な弁がせつちされているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を留意に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	核装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ弁に変形や破損はないか。	
	ポンプ弁に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分に行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分に行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
補助対象者 住所 氏名 の浄化槽設置工事において 上記のとおり確認したことを証します。 平成 年 月 日 施工業者 住所 氏名 印 担当浄化槽設備士名 印 (浄化槽設備士免状の交付番号)		
確認方法	異常なし: ✓ 異常あり: × 該当工事なし: /	

浄化槽工事写真チェックリスト

No.		項目	チェックポイント	チェック
1		工事前写真	浄化槽設備士が設置予定場所で標識看板を表示していること。 (標識看板が読み取れるように。読み取れない場合は、標識看板の拡大写真を添付)	
2	a	基礎工事状況	基礎碎石のつき固め作業を行い、碎石の厚さが分かる写真 (掘削深、碎石圧をスケールとともに写す)	
	b		捨てコンクリート打設後基礎コンクリートの配筋の状況	
	c		基礎コンクリートの養生後、コンクリート厚の出来形がわかる写真 (スケール使用)	
3		据付前本体写真	本体の名称を写す	
4		水張り	本体の水平を確認するための水準器、(水平を確認できるように) 浄化槽内に注水している状況を撮影	
5		水締め(埋戻し)	本体の水平を確認するための水準器、(水平を確認できるように) 埋戻しの高さを確認するためのスケール、水締めに用いるホース つき固めの器具(ランマー等)を撮影	
6	a	上部スラブ	配筋写真	
	b		スラブコンクリートの養生後、コンクリートの出来形がわかる写真 (スケール使用)	
7		嵩上げ	嵩上げ高がわかる写真(スケール使用)	
8		バルブ操作	マンホール蓋からバルブの操作が可能であるかわかる写真	
9		ブロワー設置状況	ブロワーの写真	
10		完成時の写真		

検査時に配管が確認できない場合

1		流入配管	配管経路、勾配(水準器)及び埋戻し後の写真	
2		升の位置	起点、屈折点、合流点及び一定間隔ごとに設置されている写真	
3		放流配管	配管経路、勾配(水準器)及び埋戻し後の写真	
4		放流先	放流口と放流先の状況	

補助金番号	第	号
-------	---	---

美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書

請求金額	金	円
------	---	---

ただし、平成 年 月 日付け第 号で額の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を、下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

美瑛町長 浜田 哲 様

住 所 美瑛町

補助対象者

氏 名 印

記

1 支払い方法

~~1 現 金~~

2 口座振り込み

_____農協

_____銀行・金庫_____本店・支店

_____預金 口座番号_____

フリガナ

口座名義人_____

請 求 書 (概算払・精算払)

金 _____ 円也

ただし、美瑛町合併処理浄化槽設置整備事業
第____回概算（精算）補助金として上記の金額を請求いたします。

平成 年 月 日

美 瑛 町 長 様

補助事業者 住所

氏名

印

請 求 内 訳

1. 概算（精算）補助対象事業費		円
2. 補助金交付決定額	A	円
3. 概算補助金受領額	B	円
4. 今回請求額	C	円
5. 差引未受領額	$A - (B + C)$	円

[振込先] 銀行名 _____ 支店名 _____ 店

口座名義 _____ 口座番号 _____ (普・当)